

令和 3 年度

船橋市船橋駅南口市街地再開発事業  
特 別 会 計 予 算



## 議案第4号

### 令和3年度船橋市船橋駅南口市街地再開発事業特別会計予算

令和3年度船橋市の船橋駅南口市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ816,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和3年2月15日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)	
款	項	金	額
20 財産収入			546,480
	05 財産運用収入		546,480
25 繰入金			66,200
	10 繰入金		66,200
30 繰越金			10
	10 繰越金		10
35 諸収入			43,410
	15 雑入		43,410
40 市債			159,900
	10 市債		159,900
歳 入 合 計			816,000

(単位：千円)

歳 出 款	項	金 額
10 再開発事業費		266,900
	15 事業費	266,900
15 公債費		548,100
	10 公債費	548,100
20 予備費		1,000
	10 予備費	1,000
歳 出 合 計		816,000

第2表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
再開発事業	159,900	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。